

第123回京都市消費生活審議会

1 開催概要

- (1) 日時 令和3年10月5日(火) 午後3時から午後5時まで
- (2) 場所 男女共同参画センター ウィングス京都 2階セミナー室B
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員18名(五十音順)
石川 一郎 委員, 宇治田 脩孟 委員, 荻野 達也 委員,
門谷 晴雄 委員, 佐久間 毅 会長, 高橋 肇子 委員,
高橋 広行 委員, 中川 典子 委員, 中村 洋子 委員
野々山 宏 委員, 原 敏之 委員, 松井 元子 部会長,
松尾 健一 委員, 村上 岳 委員, 森 義治 委員,
吉田 美由 委員, 吉政 知広 部会長, 渡邊 孝子 委員

●京都市

文化市民局

局長 古川 真文

くらし安全推進部長 津嶋 俊郎

消費生活総合センター長 喜多村 正一 ほか

2 傍聴者

3名

3 開会

- (1) 京都市文化市民局長 挨拶
- (2) 京都市消費生活審議会会長 挨拶

4 審議内容等

議事

- (1) 市民意見募集の結果について
- (2) 第3次京都市消費生活基本計画(案)について
- (3) 第2次京都市消費生活基本計画令和2年度推進状況について

○佐久間会長

まず、議事(1)及び(2)について、事務局から説明願う。

～ 事務局から、資料1, 資料2について説明 ～

○佐久間会長

ただ今の説明に対して、議事(1)及び(2)について何か御質問や御意見があればお願いしたい。

また、本日委員の皆様から頂いた意見を計画案へ反映させるか否かの判断については、会長・部会長で決定させていただくため、多くの委員の皆様からきたんのない意見を頂戴したい。

○野々山委員

資料1の3ページに記載の『計画を着実に推進する仕組み』に関する意見について、「消費者団体はもとより、事業者団体など様々な団体と連携し、安心・安全な消費生活や消費者市民社会の実現に向けて施策を推進する旨を記載しているが、資料2の計画案では、(3)消費者団体との連携の次段に、(4)事業者・事業者団体との連携として記載されているため、内容が重複しているのではないか。

○佐久間会長

資料2の17ページにおいて、消費者市民社会の形成に向け、事業者、消費者等の様々な主体が連携・協働し、相乗効果を生み出すことができる枠組みの構築に向け取組を進める旨を記載していることを踏まえ、事業者団体に限らず、様々な団体とも連携していく旨を追記した次第である。内容は、重複しているが、消費者市民社会の実現に向けた施策を展開するといった文言を資料2の5ページ「計画を着実に推進する仕組み」に組み込むためには、(3)消費者団体との連携の項目に追記するのが妥当であると考えた次第である。

○野々山委員

資料1の3ページに記載の『目指すべき将来像』に関する意見について、「本物・本質」にかぎ括弧を付けていただいたが、資料2の17ページにも「本物・本質」の文言があるため、そちらにもかぎ括弧を付けてはどうか。

●事務局

資料2の17ページの文言においても、かぎ括弧を付けたい。

○中川委員

資料1の11ページに記載の『その他』の意見について、資料2では、消費者教育に関する法律の具体的な記載がされていないため、消費者教育がどういったものなのか分からない市民も多いと思う。計画に、法律の文言を記載するのは、市民にとって難しいと思うため、消費者教育に関する法律を紹介してはどうか。

●事務局

計画卷末の資料編において、消費者教育の推進に関する法律を紹介したい。

○石川委員

資料1の14ページに記載の『エシカル消費の普及促進』について、非常に重要な概念であると思うが、資料2の基本方針において、エシカル消費の説明がされている箇所は、17ページに記載の、個別施策⑩『環境に配慮した消費行動・エシカル消費の推進』のみなのでもう少し具体的な説明があってもよいのではないか。

また、資料2の5ページに記載の『消費者団体との連携』の文言について、事業者団体のみならず幅広い主体を例示したうえで連携していく旨を記載してはどうか。

●事務局

エシカル消費の普及促進については、資料2の8ページに重点取組として、説明しているが、具体的な取組例等を記載していない。そこで、『エシカル消費の普及促進』をはじめとした重点取組については、計画卷末の資料編に、具体的な内容を分かりやすく解説するコラムを作成する予定である。

資料2の5ページについては、連携する主体をどの程度まで記載するか検討したい。

○高橋委員

冊子作成に当たっては、SDGsの掲げる17の目標が分かるよう、大きなロゴを入れてほしい。

●事務局

検討したい。

○吉田委員

資料2の7ページ、17ページでは『「始末」の心や「もったいない」の精神』といった表記がされているが、「始末のころ」、「もったいないの精神」と表記した方が、分かりやすいと思うがどうか。

また、色彩の調整について、市民意見があったが、資料2の2ページの参考に記載の図についても、外枠がないため、冊子作成に当たっては、見やすくなるよう調整してほしい。

●事務局

文字や図のデザインを含め、計画冊子が分かりやすいものとなるよう努力したい。

○宇治田委員

資料2の6ページ『消費生活行政における今後の課題』について、高齢化・デジタル化を踏まえ、独居老人等の高齢者等への援助が今まで以上に必要となっている旨を記載してほしい。

●事務局

消費者被害の多様化・複雑化を踏まえ、高齢者・若年者の消費者被害の増加懸念を課題として挙げており、高齢者については、資料2の17ページに記載の個別施策②『高齢者等への支援』において、具体的な施策を推進する旨を記載している。

一方で、資料2の6ページに記載の『消費生活行政における今後の課題』については、簡潔にまとめているものであるため、現状を詳しく分析したものを資料編で追加する予定である。

○渡邊委員

資料2の8ページに記載の重点取組『エシカル消費の普及促進』において、SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」が掲げられているため、該当するロゴマークを記載してはどうか。

また、「誰一人取り残さない」といったSDGsの理念が、計画案では文言として頻繁に使用されているため、計画案にSDGsのロゴマークを挿入する際、密接に関連していることが分かるよう、「誰一人取り残さない」といった文言をマークの周辺に追記してはどうか。

●事務局

検討したい。

○野々山委員

資料1の7ページに記載の『表示等の適正化』に関する意見について、昨今において、インターネット上の取引に関する問題は非常に重要な課題であると思うので、課題意識を持って取組を推進していただきたい。

また、資料1の8ページに記載の『今後施策を検討する際に参考とするもの』として、訪問販売等に関する条例施行規則等の見直しの検討について、市民から意見を頂いているが、販売方法等に問題があると考えており、今後、議論を深めていきたい。

●事務局

最後に、計画の策定に当たり、今後のスケジュールについて、御説明させていただく。

まず、今月末にパブリックコメントの実施結果等について市議会に報告させていただき、その後、計画の内容について、市長に対して答申を実施し、年内には冊子を作成する予定である。

○佐久間会長

次に、議事(3)について何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○野々山委員

資料3の2ページに記載の令和2年度の消費生活相談件数について、相談件数が増加した要因を教えてください。

●事務局

相談件数が増加した主な要因として資料3の2ページにも記載のとおり、新型コロナウイルス感染症関連の相談が急増したことや、「通信販売」のトラブルに巻き込まれたとの相談が増加したことが挙げられる。

○渡邊委員

資料3の3ページに記載の『情報モラル教室』において活躍している「情報モラル市民インストラクター」について教えてください。

●事務局

情報モラル教室とは、教員と市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」が協働して実施する事業のことである。原則として教員が指導するが、「問題提起」や「情報提供」については、「情報モラル市民インストラクター」をゲストティーチャーとして、活用している。

○佐久間会長

意見も出そろったようなので、最後に、事務局から御発言願いたい。

～ 暮らし安全推進部長 挨拶～

○会長

以上をもって、第123回京都市消費生活審議会を終了する。

(終了)